

精神障害 運賃割引へ要望書

県精神保健
福祉士会

適用求め県に提出

精神障害者への運賃割引を行う定期路線バスの事業所が県内にない状況の改善に向け、県精神保健福祉士会(菊地健会長)は15日、

精神障害者への公共交通機関の運賃割引適用を求める要望書を県に提出した。

同会などによると、精神障害者に割引を行う路線バス事業所が一社もないのは

全国で愛媛だけ。身体障害者手帳や知的障害者のための療育手帳は提示すれば割引が適用される一方、精神障害者の保健福祉手帳には適用されない。

要望書では、多くの精神障害者が経済的に苦慮し、定期的な通院などで交通費は大きな負担になっているとし「精神障害者だけを割

引制度から除外する合理的な理由は見当たらない」と主張している。要望書には、障害者関連の組織や県社会福祉協議会など計24団体が賛同している。

15日は菊地会長ら3人が県庁を訪問。要望書を受け取った県の山口真司保健福祉部長は「各団体の総意を受け止め、交通事業者やバス協会への働き掛けを支援したい」と述べた。要望後、菊地会長は「精神障害者の実情を知ってもらい、住みやすい社会になってほしい」と話した。同会などは6月下旬、適用を求める署名活動を始める予定。約2カ月間で3万人分の署名を目指し、県バス協会に提出したいとしている。

(桑原大輔)